

祝創刊 15 周年 農民はどんな夢をもつべきか

参議院議員 矢山 有作

参議院農林水産委員会理事
畜産物価格審議会委員
社会党政策審議会農林水産部会副部長
社会党畜産及び飼料対策委員会事務局長

1、はじめに

いま、わが国の農業と農民は、自民党政府の強行する貿易自由化体制のなかで、その経営と生活は破壊されようとしている。農民の人間性を疎外し、食糧の自給体制を放棄する自民党農政は、自から最大の成長部門と宣伝する畜産をも、崩壊の危機に追い込んでいる。

政府は、3年前に、日本の農業と農民を守るという名目で、農業基本法を制定した。だが、農業の生産性は後退し、農業従事者と他産業従事者との所得の格差は拡大する一方である。

農業に希望を失ない、あるいは、生活に追われる農民は、なだれをうって都市に流出し、農業の労働力は著しく高齢化し、婦人化している。こうして、農村は荒廃し、灰色につつまれている。現在の農業政策がつづくかぎり、農民は夢をもつことはできない。与えられるものは、悪夢ばかりである。

2、畜産はなぜもうからないか

農業基本法成立以来、政府が成長部門として宣伝してきた畜産は、いま、最大の危機部門となっている。乳価は相ついで値下げされ、畜肉も不安定そのものである。このままでは、日本の畜産農業は破壊されてしまう。それは、なぜだろうか。

これは、自民党政府が食糧の自給体制を放棄し、安い外国食糧の輸入に依存しようとする政策に最大の原因がある。

1例をあげれば、酪農関係における学校給食用脱脂粉乳の大量輸入が、国内の低乳価を強いているがその代表的なものである。昭和38年度に、学校給食用脱脂粉乳は8万5,000トン輸入された。これは、

国内生乳に換算すると約570万石に相当するもので、国内全生産量の約40%にあたる。乳業メーカーが、牛乳の生産過剰を理由に、大幅な乳価値下げをし、政府もこれを容認しているとき、この脱脂粉乳の大量輸入は、どう考えても納得ができない。

また、国内の牛乳の流通に目を転ずると、これまた矛盾そのものである。農民の生産された牛乳は、売り先の自由がなく（実質的に）、地域を独占的に支配する乳業メーカーによって、ほとんどのものが集乳されている。しかも、この集乳路線が、メーカー別に集乳をするため、一貫した計画輸送でなく、交錯輸送されるなど、不合理そのものとなっている。また、メーカーによって加工された牛乳は、乳業独占の系列別に指定された販売店を通じて消費者に販売されるため（主として市乳の場合）、販路は重複、交錯し、いたずらに中間経費を大きくしている。

このような不合理な流通機構によって、消費者価格に対する生産者価格の割合は、39%にしかなくなっていない。諸外国におけるそれは、少なくとも、50%以上であり、イタリーは61%、イギリスは、70%かくに達している。政府の国内農民を無視した貿易自由化政策、業者本位の流通政策は、酪農民に限りない犠牲を強いている。

3、利権の具にされる飼料政策

そればかりではない、畜産物の低価格とは逆に、飼料価格はのき並に値上りしている。現在の濃厚飼料の流通額は、2,200億円にも達している。そのうち、約15%が国の管理となっており、あとは、自由取引となっている。管理飼料は、現在の飼料需給安定法にもとづいて取扱かわれているものであるが、需

岡山畜産便り 1964.10・11

給調整のみの役割しか果たしておらず、価格、流通の規制は、何等おこなわれていない。したがって、政府が 36 億もの予算を出して管理している安い飼料（主としてフスマ）が、単飼のまま農民に渡らず、政治的な利権と結びつきながら、配合飼料メーカーに横流れし、これが他の飼料と混合され、高価格な配合飼料となり、国際価格の値上りと相まって、農民におしつけられている。

また、流通飼料の大部分をしめる自由流通飼料は、何等規制のないまま、外国から輸入され、不当な業者の介入等もあり、国際価格の値上りと相まって、いちじるしい高値となっている。

しかも、この飼料の輸入量は増大し、流通飼料のなかにしめる輸入依存度は、70%ちかくになっている。政府の麦作転換政策とあいまって、いま、国内の裏作放棄は著しく、裏作を含む不作付地面積は、250 万ヘクタールにも及んでいる。これでは、飼料の自給率は低下するばかりであり、畜産農民は飼料代の支払いにおわれ、畜産物の低価格とあいまって、赤字経営になることは当然である。

4、食糧の自給体制確立と農業構造

貿易自由化が強行されるなかで、食糧の自給政策は完全に放棄された。大豆にはじまり、果実、砂糖など、相次いで自由化され、こんどは、いよいよ、畜産物がとりあげられようとしている。ナチュラルチーズ（原料チーズ）がすでに、自由化され、その他の乳製品についても、脱粉の大量輸入（学校給食用）などで、実質的には、自由化以上に、国内の酪農に悪影響を与えている。このままいけば、乳製品の全面的自由化は、もう間近かである。

脱粉の大量輸入を「テコ」に、相次いで、生産者乳価の値下げを強行している乳業メーカーと、政府の政策は、「乳製品貿易自由化の地ならし工作」とみてまちがいないであろう。

このような政策が続く限り、日本の畜産は危機に立たざるを得ないし、とくに、原料乳地帯における酪農業はなりたたない。

一体、このような政策が、単に国内農民の立場だけでなく、国民全体、日本経済発展のために、妥当であろうか。現在、日本の食糧品の輸入（飼料を含

む）は、13 億ドルにも達し、政府が所得倍増計画で見込んだ、昭和 45 年度 7 億 9,000 万ドルをはるかにこえている。この輸入量は、総貿易額の 20%以上をしめるものであり、このまま推移すれば、食糧輸入のウエイトは、ますます多くなるであろう。

原材料を輸入し、これを加工して輸出し、発展している日本経済が、食糧輸入の増大で、原材料輸入部門を縮小させざるを得ないことは必至であり、このことは、とりもなおさず、日本経済の発展を阻害するに至ることは、明白な事実である。

そればかりではない、国際的な食糧事情は悪化の一途をたどっており、余剰農畜産物をかかえているのは、アメリカとカナダぐらいである。食糧問題を研究している学者の報告によると、世界は半永久的に、食糧不足になやむだろうと警告している。

このような情勢のなかで、安い外国食糧を目標にして、食糧自給体制を放棄することは許されないことである。われわれが、自民党の農業軽視の農政に強く反対し、食糧自給体制の確立を強く主張しているのは、単に、農業を守るという立場からだけでなく、日本国民の食糧確保と経済発展を期する大局的立場からでもあるわけである。

もちろん、われわれは、現在の零細過小の日本農業を、そのままよい、とは考えていない。

われわれは、自民党の主張するように、零細農を首切って、大きな農家に土地を集め、自立経営を促進するやり方には、絶対反対なのである。

社会党は先づ、農用地を拡大し（現在の 600 万ヘクタールの農用地のほかに、300 万ヘクタールを造成し 900 万ヘクタールとする）、さらに、共同経営によって、農業の規模を拡大する。それに加えて、国が都道府県毎に、国営機械ステーションを、郡市単位に農業サービスセンターを設けて、国の大型機械を農民の共同利用に提供する。こうして、農業の経営を安定し、農民の機械化貧乏をなくする。このような抜本的施策を講じなければ、日本の農業は国際農業にたちうちできない。自民党が考えているような、2.5 ヘクタールの自立農家の育成では、日本の農業と農民を守ることはできない。

ただ、現在、経営面積が少ない兼業農家等で、離農を希望するものがあれば、これを引きとめること

岡山畜産便り 1964.10・11

はず、安定した職場を確保（最賃制の確立等によって）することにつとめる。さらにいま、都市資本にゆだねられている食品加工産業を、農民の手にとりもどし（農業団体を中心に）、離農希望者を、ここに吸収することが望ましい。

5、畜産農業の発展のために

さきにもふれたように、いま、日本の畜産農業は危機に直面している。社会党はこれを克服し、発展させるために、つぎのような畜産政策を確立する。

第1に、生産対策として、

- ① 既耕地における飼料増産対策を確立する。
このため、裏作、遊休地の高度利用、国内産麦の飼料化促進をはかる。この具体化のためには、生産費と所得を補償する作付奨励金などを支給する（自給飼料促進法を立法化する）。
- ② 流通飼料については、不当な飼料業者の介入をさげ、安い飼料を農民に供給するため、流通価格について規制し、国の管理権を強める（飼料の需給ならびに、価格の安定法を立法化する）。
- ③ また、国費による大規模な農用地を造成し、これを草地化する（国土高度利用促進法ならびに草地造成法を立法化する）。

第2に畜産経営対策として

- ① 畜産経営の近代化、共同化をはかり、多頭羽飼育等による経営の拡大強化をはかる。
- ② 素畜の増殖、導入をはじめ、生産施設に対し、助成ならびに、超長期低利の融資制度を確立する。
- ③ 畜産に関する試験研究施設の拡充、専門技術員の養成、指導体制の強化をはかる。

第3に流通管理対策として、

- ① 生乳をはじめ、畜産物集荷は、生産者団体によって、一元的におこなうようにする。
- ② 国は「畜産物価格安定特別会計」をもうけ、牛乳、乳製品については、直接買上げをおこない、他の畜産物についても、生産費と所得を補償する支持価格をきめ、市価との格差は、国庫から支払うようにする。

- ③ 畜産物の処理加工については、生産者団体がおこなうよう、積極的に指導し、その施設等については、国が3分の2以上の補助をおこなう。
- ④ また、国が牛乳については、生産地に調整工場をもうけ、肉畜については、国費による冷凍施設を完備し、需給調整をする。
- ⑤ 市場については、中央卸売市場を国営とし、地域には地方卸売市場を設置し、これを公営とし、流通の合理化をはかり農民の手取りの増大につとめる。

第4に価格対策として、

- ① 国が直接生産者から買い上げる乳価は、「生産費及び所得補償方式により算定した価格」とし、加工業者に売り渡す生乳価格は、消費者価格から適正な中間経費を差引いた額とする。
- ② 肉畜、鶏卵等の買上げについても、同様の方式で算定した価格で買い上げること。
- ③ 消費者価格との逆ザヤが出来た場合には「畜産物価格安定特別会計」で負担し、この会計に赤字が出た場合は、一般会計から繰り入れる。

第5に、消費拡大対策として、

- ① 義務教育学校に対して、生乳の完全無償給食を実施する。
- ② 妊産婦、乳幼児に対する牛乳無償給与制度を確立する。
- ③ 牛乳をはじめ畜産物の職場、集団住宅地等の集団消費運動を推進する。
- ④ 食品衛生法を改正し、色物牛乳、加工乳の規制を強化する。牛乳の簡易処理方式をみとめ、地場消費を促進する。また、農協などの食肉銀行を促進する。

第6に、乳製品の輸入については、国が一元的に管理し、国内畜産農業の発展を阻害する畜産物の輸入を抑制する。

以上、かぎられた紙数の中で、私の考え方を要約して申しのべました。私は、これが実現のために、全力をあげて努力したいと思っております。農民の

岡山畜産便り 1964.10・11

民さんの限りない御協力をお願い申し上げます。

(原文 39・10月記)